

収去飼料の試験結果の概要

長崎県告示第8号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和7年11月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
J A全農くみあい飼料株式会社 長崎工場 8070001021304 長崎県佐世保市干尽町36	同左	くみあい配合飼料 肉用牛新やまと繁殖	R7.11	栄養成分等－ 粗たん白質、粗脂肪、粗纖維、粗灰分、 カルシウム、りん	無
J A全農くみあい飼料株式会社 長崎工場 8070001021304 長崎県佐世保市干尽町36	同左	くみあい配合飼料 長崎和牛後期	R7.11	栄養成分等－ 粗たん白質、粗脂肪、粗纖維、粗灰分、 カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合は、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。